

建設業退職金共済制度及び法定外労働災害補償制度の取扱要領

第1 建設業退職金共済制度について

- 1 発注機関は、工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（別紙1。以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から建設業退職金共済組合掛金収納書（別記様式1）に貼付させたくて提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。ただし、次の場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りではない。
 - (1) 工期当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等により提出が遅延する場合
 - (2) 共済証紙の手持ち（残高）により当該工事に必要な共済証紙が確保されている場合
 - (3) 受注業者及び下請業者とも建退共制度以外の退職金制度を有し、当該制度に未加入の従業員がいない場合
- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面（別記様式2）により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合又は請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。なお、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合又は請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面（別記様式2）により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入（必要に応じ、追加購入）すれば十分であることに留意するものとする。

なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきであること

に留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。
- 6 発注機関は、工事を発注するための現場説明書等において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第5項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。
 - (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- 7 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

第2 法定外労働災害補償制度について

- 1 発注機関は、工事請負契約を締結した場合においては、（財）建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度に年間完成工事高契約により加入している受注業者若しくは損害保険会社による労働災害

使用者賠償責任保険等に加入している受注業者であるときは、受注業者に対し、当該保険等に加入していることを証する書面の写しを、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。

2 発注機関は、工事請負契約を締結した場合においては、受注業者が前項のいずれにも加入していない受注業者であるときは、受注業者に対し、建設労災補償共済制度の工事現場単位契約の加入証明書（取扱金融機関が発行したもの）を、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。

3 発注機関は、前項の場合において、請負契約額の増額変更があった場合においては、受注業者に対し、当該増額分に係る加入証明書を、工事完成時まで提出させるものとする。

第3 施行日について

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、この要領の施行の前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例によるものとする。